

学校再開後の教育活動について

6月1日からの学校再開にあたり、教育委員会から各学校園に対し以下の内容で通知した。

1 感染症対策

(1) 基本的な考え方

教育活動の再開に当たっては、学校園において、以下四つの対策を講じることが重要である。

- 「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避することの徹底
- 正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- 日頃の家庭との連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくり
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備

(2) 児童・生徒の感染症対策

ア 児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導する。

イ 給食の前後や、外で活動した後、体育の授業後、トイレ使用後など、飛沫や接触による感染リスクが高まる活動の後には、石けん等を使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ等でよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導する。

ウ 児童・生徒には、登校から下校（食事時や運動時、その他事情のある場合を除く）まで、マスクを鼻と口を覆って着用させる。登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、保健室等に保管している予備のマスクを着用させる。

エ 児童・生徒には、毎朝、自宅で検温させ、37℃以上の発熱等の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。この場合、児童・生徒の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

また、登校前に健康状態を確認できなかった児童・生徒やサーモグラフィにより発熱が確認された場合は、保健室等で検温及び風邪症状の確認をする。

2 授業時数の確保について

(1) 基本的な考え方

学習指導要領に示された教科・領域等の内容をバランスよく指導する。

(2) 段階的な教育活動の再開

6月1日から3週間は分散登校を実施し、3週目は、各学校の規模等実情に応じて午前授業を実施することができる。

なお、分散登校期間中は、必要に応じて授業や家庭学習にICT機器を活用する。

(3) 授業にかかわる感染症対策

授業中、教職員は、原則として飛沫感染防止のためマスク又はフェイスシールドなどを着用する。

(4) 1学期、2学期及び夏季休業日の変更

- ア 1学期 4月1日から8月23日まで
 - イ 夏季休業日 8月1日から8月23日まで
 - ウ 2学期 8月24日から12月31日まで
- ※ 冬季休業日 変更なし(予定)

(5) 土曜授業日の追加(4回)と都民の日の授業実施

(6) 1単位時間の弾力的な編成

1単位時間の授業時数と考えられる例

- ・小学校 15分を単位として3回実施する。
- ・中学校 10分を単位として5回実施する。

3 学校行事等の取扱

(1) 基本的な考え方

学校全体への感染症拡大を防止するため、学年を越えた活動は避けるようにする。

(2) 各種行事

- ア 移動教室及び修学旅行は延期とし、3学期以降に実施する方向で検討する。
- イ 1学期に予定していた交通機関等を使用する遠足及び校外学習は延期又は中止し、実施する場合は2学期以降とする。
- ウ 区主催の連合行事は中止とする。
- エ 運動会は、1学期は延期又は中止とする。2学期に実施する場合は、内容を十分に精査し、例えば、学年を分散して、一度に会場に集まる児童・生徒及び保護者の人数を限定するなど、感染予防に努める。

(3) 学校給食

- ア 分散登校終了後、給食を開始する。一定期間は、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立を工夫するとともに、教職員が配膳を行う。
- イ 児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。

(4) 部活動

分散登校終了後に実施する。当分の間、対外試合等、多数の児童・生徒が集まる場への参加は自粛する。

4 児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケア等

児童・生徒等の気になる様子について教職員間で情報を共有するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、児童・生徒の心身の状態を早期に把握するよう努める。